

介護職員等特定処遇改善加算算定に係る「見える化要件」について

介護職員の処遇改善については、国によりこれまで何度かの取組みが行われてきました。2019年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定においては、介護職員等の更なる処遇改善として、「介護職員等特定処遇改善加算」（以下特定加算）が創設され、当法人においても算定を行っております。

特定加算算定にあたっては、以下の3つの要件を満たしている必要があります。

1. 介護職員処遇改善加算の（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること
2. 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組みを行っていること
3. 介護職員処遇改善加算に基づく取組みについて、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること。

3の「見える化要件」とは、特定加算の取得状況と賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を、介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して公表することです。

この要件に基づいた当法人の取組みは以下の通りです。

加算の取得状況

- 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）
- 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）

賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容

入職促進に向けた取組

- ・法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
- ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築

資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する略痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等

両立支援・多様な働き方の推進

- ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
- ・有給休暇が取得しやすい環境の整備

腰痛を含む心身の健康管理

- ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施

生産性向上のための業務改善の取組

- ・タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減

やりがい・働きがいの醸成

- ・利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供